

# UBSサステナブル向上・コアバリュー株式ファンド

愛称: ツイン・アセnderズ

追加型投信/内外/株式



- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、**委託会社のホームページで閲覧できます。**
- 本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社](ファンドの運用の指図を行う者)

**UBSアセット・マネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号

<照会先>

ホームページアドレス : <http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号: 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

[受託会社](ファンドの財産の保管および管理を行う者)

**野村信託銀行株式会社**

## 商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

### ◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日(ユービーエス投資顧問株式会社設立)  
資本金／22億円(2023年10月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,871億円(2023年10月末現在)

- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBSサステナブル向上・コアバリュー株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月5日に関東財務局長に提出しており、2024年1月6日にその届出の効力が生じております。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、主として世界の上場株式の中から、将来に向けたESG特性の改善が期待され、かつ、長期的な業績見通しとの対比でバリュエーション妙味に優れると判断される企業の株式を実質的な投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 世界の上場株式\*の中から、将来的にESG特性の改善が期待される企業(以下「インプルーバー企業」といいます。)の株式に実質的に投資を行います。

- ・ ESG評価が既に高い銘柄群に注目するのではなく、ESG評価の改善に伴う潜在的な株価上昇の可能性を投資リターン獲得の機会として捉えるサステナブル株式ファンドです。
  - \* ポートフォリオ構築においては国・地域および業種の分散を図ります。
- ・ 当ファンドは、ESGを投資銘柄選定の主要な要素としており、主要投資対象である外国投資信託への投資を通じてESGを主要な要素として選定する投資銘柄の組入比率は100%とすることを目標としております。

### 2 インプルーバー企業の中でも、長期成長を加味した割安度が高いと判断される銘柄(以下「コアバリュー銘柄」といいます。)に厳選投資します。

### 3 主要投資対象である外国投資信託については、投資リターンの追求を主眼とするサステナブル株式投資に豊富な経験と実績のあるUBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

- ・ UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。
- ・ 当ファンドの運用は、グローバル株式運用で優れた実績を持つ運用チームが、ESG分析の専任チームと協働して行います。
- ・ データサイエンスを活用したインプルーバー企業候補の絞り込みと、経験豊富なアナリストによるボトムアップの企業調査、エンゲージメント(投資先企業との対話)による企業価値の押し上げサポートを組み合わせる先進的な運用手法によって、将来的なESG特性の改善が市場における株価評価の切り上がり要因となることが期待される企業を厳選します。

ESGとは環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字をとった言葉で、企業評価において財務分析と並ぶ重要な枠組みとして広く認知されています。

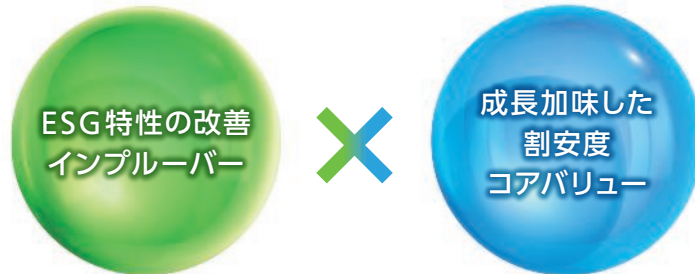
#### ファンド愛称「ツイン・アセンダーズ」に込めたメッセージ

アセンド(Ascend)は英語で向上するという意味を持つ単語です。当ファンドでは、企業の「ESG特性の向上」と、割安度は正が期待される将来業績の改善など「企業ファンダメンタルズの向上」という2つ(ツイン)の向上(アセンド)を併せ持つ企業に投資を行います。この双発エンジンを通じ、サステナブルな世界の実現を後押ししつつ投資リターンを追求することからファンドの愛称を「ツイン・アセンダーズ」といたしました。

## 当ファンドのねらい

### 「ESG特性の改善」と「成長加味した割安度」の双発エンジン

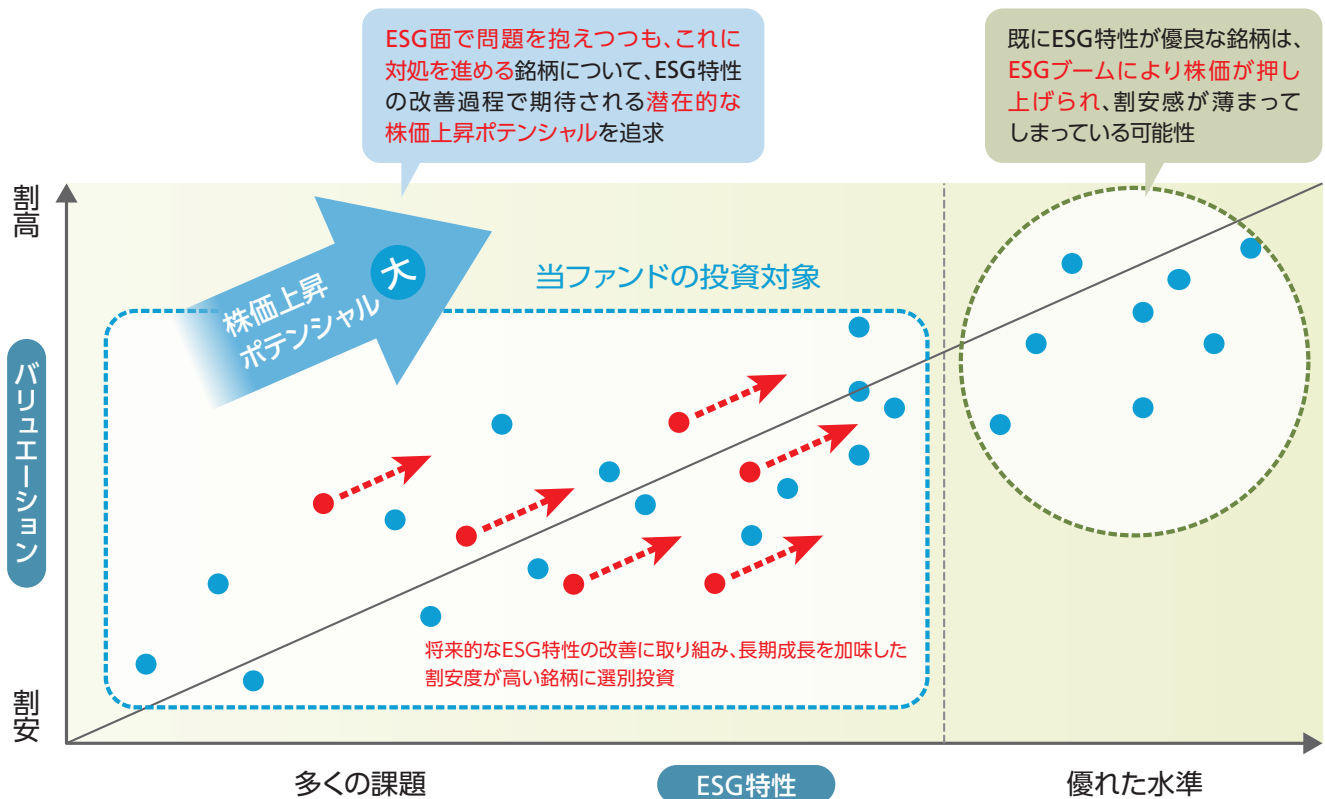
- 1 ESG面で課題を抱えつつも、その改善に取り組むインプルーバー企業に投資を行います。
- 2 インプルーバー企業の中でも、長期成長を加味した株価の割安度が高いと判断される、コアバリュー銘柄に厳選投資します。



### ■ 将来的にESG特性の改善が期待される銘柄を発掘

当ファンドは、既に高いESG特性を備える企業ではなく、**将来的にESG特性の改善が期待される「インプルーバー企業」**を投資対象とし、**ESG特性の向上に伴う潜在的な株価上昇ポテンシャル**を追求します。

### ■ 当ファンド投資対象のイメージ



※上図は理解を深めることを目的としたイメージ図です。

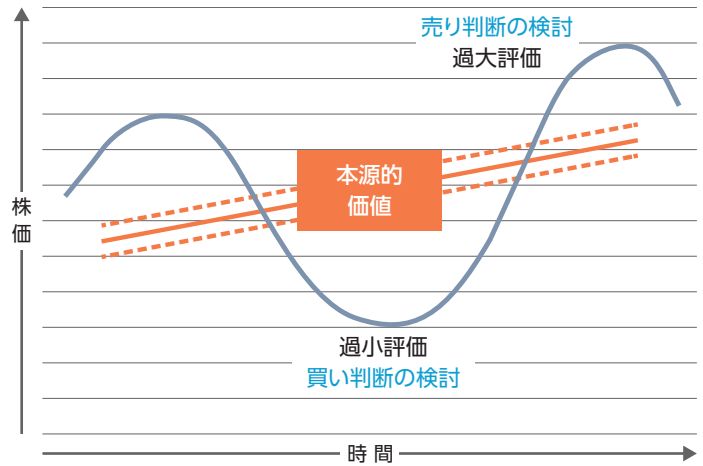


## ■ UBS独自のバリュエーション分析システム

企業の本源的価値\*と株価との乖離に注目する、30年超の歴史を誇るUBS独自のバリュエーション分析システム(Global Equity Valuation System, GEVS)を用いて、**長期業績見通し対比での割安度**を推計します。

\*本源的価値(Intrinsic value)…株主に帰属すると予想される将来のフリーキャッシュフローの現在価値

### ■ バリュエーション分析フローのイメージ



※上図は理解を深めることを目的としたイメージ図です。

## ■ ESG評価のアプローチ

- ・業績動向への影響度が高い項目に絞って計測する、**投資情報としての有用性を高めた独自のUBS ESGスコア**を活用します。
- ・UBS ESGスコアの改善可能性については**データサイエンス手法**を活用して分析し、有望銘柄群を絞り込みます。
- ・最終的には**企業を熟知するアナリスト**が課題改善の見通しを精査します。**エンゲージメント**で解決の後押しも行います。



\* オンライン求人サービス企業。求人企業に関するレビュー(口コミ)や給与情報等に関する膨大なオンラインデータベースを求職者に提供する。2007年米国で設立、2018年よりリクルートグループ傘下。

出所: 各種資料、UBSアセット・マネジメント

画像はイメージです。

銘柄絞り込みプロセスの詳細については、後記「運用プロセス」をご覧ください。

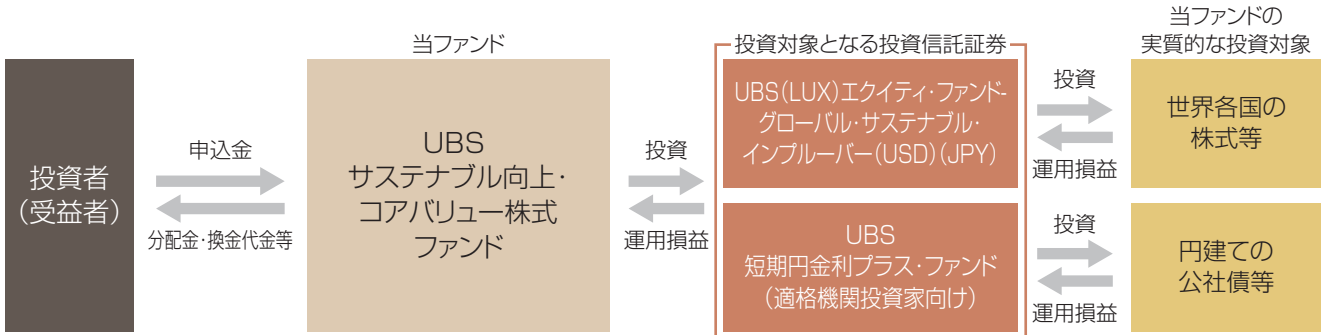
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ◎ ファンドの仕組み

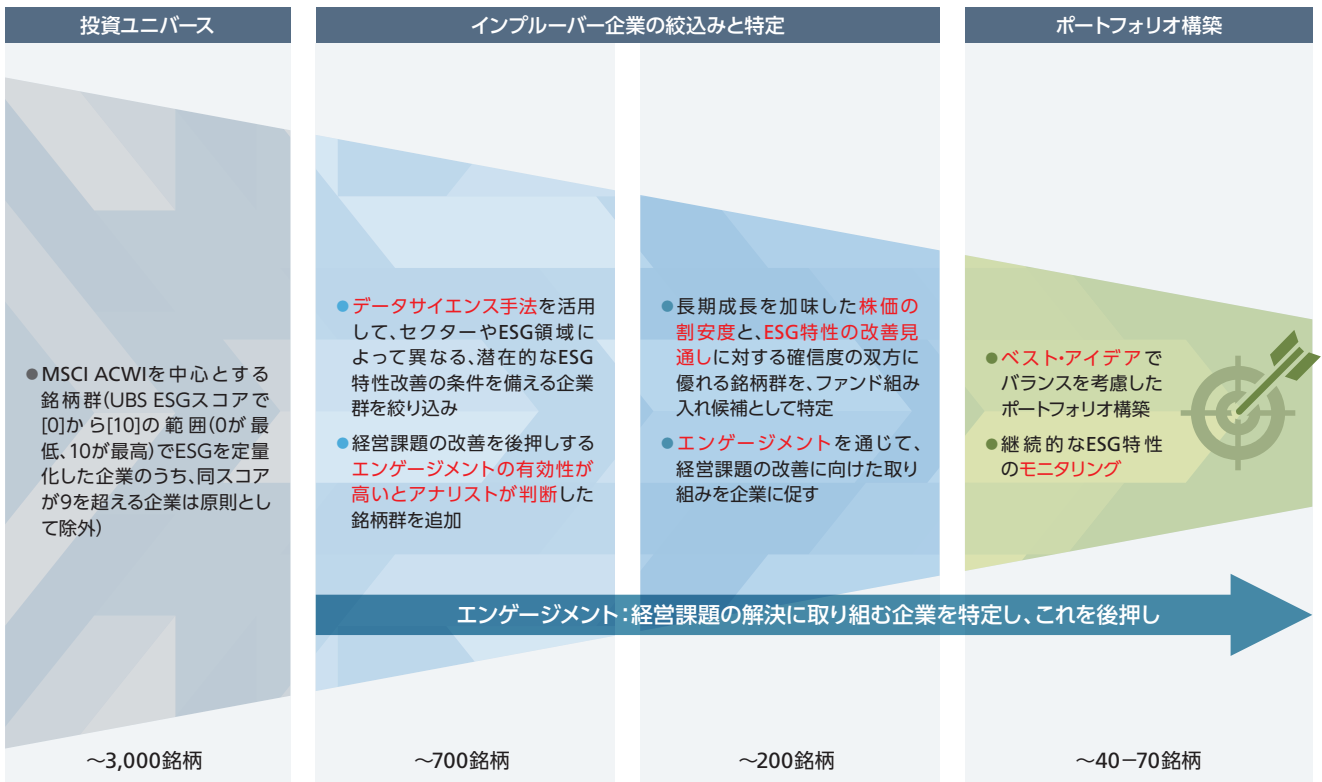
- ・当ファンドは、「UBS(LUX)エクイティ・ファンド-グローバル・サステナブル・インプルーバー(USD)(JPY) (以下「指定外国投資信託」といいます。)」および「UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズについて]

ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託(ファンド)に投資し、運用を行う投資信託(ファンド)です。



## ◎ 運用プロセス



2023年10月末現在

※当ファンドが投資対象とする指定外国投資信託の運用は、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクが行います。上記の「運用プロセス」は、UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インクにおける指定外国投資信託の運用について記載しています。上記はイメージ図です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS(LUX) エクイティ・ファンド-グローバル・サステナブル・インブルーバー(USD)(JPY) I-B-acc
形態	ルクセンブルク籍外国投資信託
運用の基本方針	主として世界の上場株式の中から、将来に向けたESG特性の改善が期待され、かつ、長期的な業績見通しとの対比でバリュエーション妙味に優れると判断される企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	先進国、新興国に上場する企業の株式を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンドの純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド換金申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク

投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

※上記投資信託の情報は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

### [当社のスチュワードシップ方針]

- ・UBSアセット・マネジメント・グループとして、各国のスチュワードシップ・コードならびに関連規制への準拠を表明しており、当社においても日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しています。
- ・企業のESGに関するパフォーマンスを分析し、特定されたリスクと機会についてエンゲージメントを行い、また一貫して議決権行使を行うことに、資産運用会社として責任を有すると考えています。投資家による積極的なオーナーシップが企業や市場全体の長期的な持続可能性と成功に貢献するものであり、効果的なスチュワードシップは、投資家と企業が直面する環境、社会、ガバナンスの問題を特定し、影響を与える機会を資産運用会社に提供すると考えています。
- ・UBSアセット・マネジメント・グループのスチュワードシップ方針ならびに実施内容等につきましては、以下のホームページをご参照ください。  
<http://japan1.ubs.com/am/pages/importance/ssc>

## ◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への直接投資	行いません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。ただし、投資対象となる投資信託証券においてはデリバティブ取引を行う場合があります。その場合は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

## ◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年4月5日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。



# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

### ■ 株式の価格変動リスク

#### ・ 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### ・ 信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収ができなくなることがあり、その場合には基準価額に影響を与える要因となります。

### ■ 為替変動リスク

外貨建資産については原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と外貨建資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

### ■ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

### ■ 流動性リスク

市場を取り巻く環境の急激な変化により市場の混乱が生じた場合等には、保有有価証券を市場実勢から期待される価格での売買ができず、損失を被るあるいは値上がり益を逸失する可能性があります。

### ■ 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

## その他の留意点

---

### [クーリング・オフ]

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

### [指定外国投資信託における解約制限]

指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があります。これにより、当ファンドの換金申込の一部または全部が行えないなどの影響を受ける可能性があります。

### [ESGを銘柄選定の主要な要素とすることに関する留意点]

当ファンドは潜在的なESG特性改善の条件を備える企業に絞り込んだポートフォリオを構築しているため、株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きが大きく異なる場合があります。

### [分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

### [流動性リスクに関する留意点]

当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

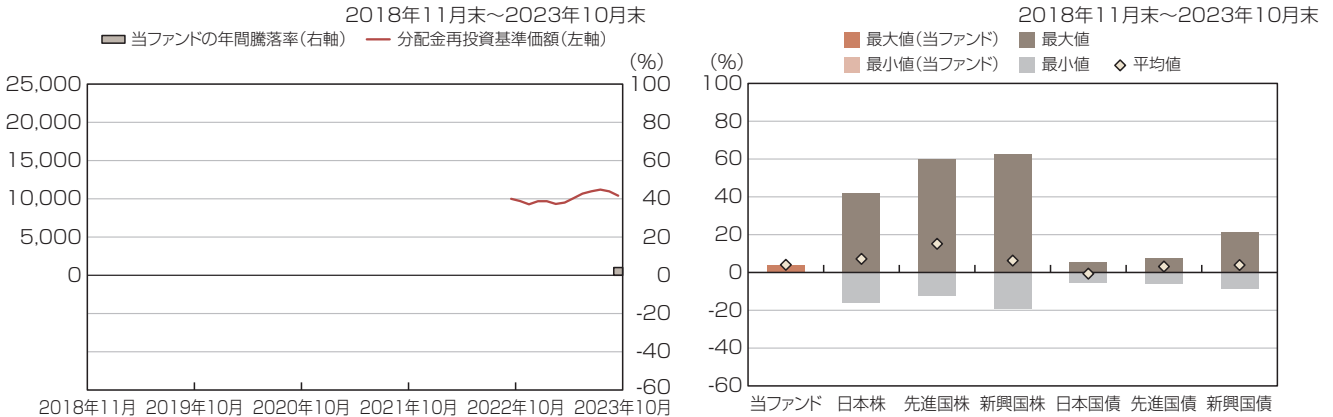
## リスク管理体制

---

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
 \* 年間騰落率は、2023年10月末における1年間の騰落率を表示したものです。

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	4.0	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値	4.0	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△8.8
平均値	4.0	7.2	15.2	6.3	△0.6	3.1	3.9

\* 上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 \* 2018年11月から2023年10月の5年間(当ファンドは2023年10月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

#### ■各資産クラスの指数

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
  - 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
  - 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
  - 日本国債：NOMURA-BPI国債
  - 先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
  - 新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)  
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)  
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債  
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)  
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)  
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移 (2023年10月31日現在)



## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2023年4月	0円
設定来累計	0円

※分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものととして算出。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

## 主要な資産の状況 (2023年10月31日現在)

### 組入上位10銘柄

銘柄名	業種	構成比
1 アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	4.1%
2 エクイノール	エネルギー	2.9%
3 アルファベット	コミュニケーション・サービス	2.4%
4 ダナハー	ヘルスケア	2.3%
5 オービックビジネスコンサルタント	情報技術	2.3%
6 CMSエナジー	公益事業	2.3%
7 アルコン	ヘルスケア	2.3%
8 TJX	一般消費財・サービス	2.3%
9 ロンドン証券取引所グループ	金融	2.2%
10 ブロードコム	情報技術	2.2%

※組入上位10銘柄の構成比は、「UBS(LUX)エクイティ・ファンド-グローバル・サステナブル・インブルーバー(USD)(JPY)」の評価額合計(キャッシュ、先物等含む)に占める割合です。

※業種はMSCI分類に準拠しています。

### 国/地域別構成比

国/地域	構成比
アメリカ	65.9%
日本	7.5%
中国	4.4%
イギリス	3.5%
イタリア	3.5%
その他	15.4%

### 業種別構成比

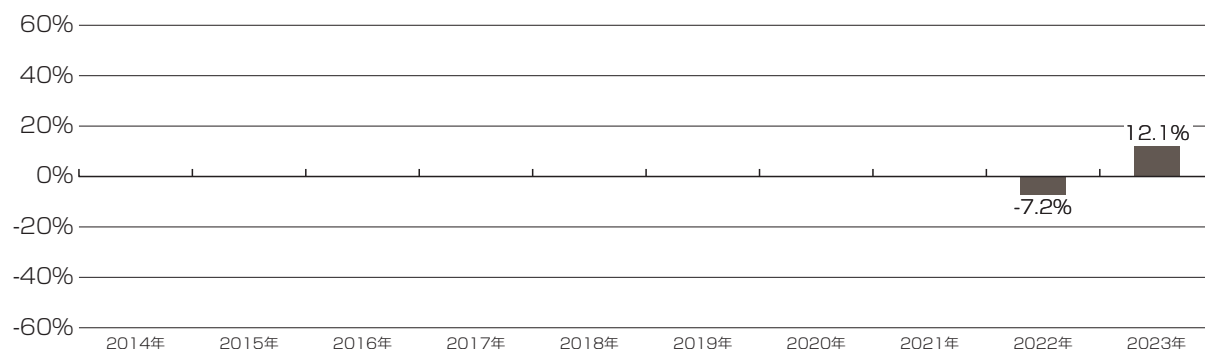
業種	構成比
情報技術	17.0%
金融	14.4%
ヘルスケア	13.9%
一般消費財・サービス	13.1%
コミュニケーション・サービス	11.3%
その他	30.2%

※国/地域別構成比、業種別構成比は、「UBS(LUX)エクイティ・ファンド-グローバル・サステナブル・インブルーバー(USD)(JPY)」の株式評価額合計に占める割合です。

※業種はMSCI分類に準拠しています。

※ファンドの純資産総額に対し「UBS(LUX)エクイティ・ファンド-グローバル・サステナブル・インブルーバー(USD)(JPY)」を98.22%組入れています。

## 年間収益率の推移 (2023年10月31日現在)



※2022年については当初設定日(2022年10月31日)から年末までの騰落率、2023年は年初から10月末までの騰落率。

※ファンドにはベンチマークはありません。

# 手続・手数料等

## お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額 (基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2024年1月6日から2024年7月5日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 なお、指定外国投資信託における解約制限により、当ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換金申込の取消などの影響を受ける可能性があります。
購入・換金不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日もしくはルクセンブルクの銀行およびニューヨークの銀行の休業日と同日の場合または12月24日(以下「海外市場の休業日等」といいます。)および12月30日ならびに購入および換金の申込日の翌営業日が海外市場の休業日等と同日の場合には原則として購入および換金の申込の受け付けは行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止(その他の解約制限を含む)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、購入・換金申込の受け付けを中止すること、およびすでに受付けた購入・換金申込を取消することがあります。
信託期間	無期限(2022年10月31日設定)
繰上償還	主要投資対象とする指定外国投資信託が存続しないこととなる場合には、ファンドは繰上償還されます。 また、次のいずれかの場合には、ファンドは繰上償還されることがあります。 ・当初設定日より1年経過後(2023年10月31日以降)に信託財産の一部解約によりファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として毎年4月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
信託金の限度額	1兆円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。



## ファンドの費用・税金

### [ファンドの費用]

・ 投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、 <b>3.3%(税抜3.0%)以内</b> で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が独自に定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド 日々の純資産総額に <b>年率1.793%(税抜年率1.63%)</b> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社 0.80% 委託した資金の運用の対価
		販売会社 0.80% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
	投資対象とする 投資信託証券	ファンドの純資産総額に対して年率0.065%程度 (委託会社が試算した概算値)
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して <b>年率1.858%程度</b>
その他の費用・ 手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用	監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
		印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
		実費として、原則発生都度ファンドから支払われる主な費用
		売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
		保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
		※投資先ファンドの運営に係る実費は、当該投資先ファンドにおいて発生都度支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 【税金】

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2024年1月1日現在のものです。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

